

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台地方裁判所執行官室 ☎022-223-3845

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 9 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 高 橋 宏 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 29 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 8 月 7 日 午前 10 時 00 分 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 8 月 22 日 午後 3 時 00 分 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 仙台市青葉区二日町17番地3

建物の名称 二日町パークマンション

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 二日町17番3の802

建物の名称 802号

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 8階部分59.04平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 仙台市青葉区二日町17番3

地 目 宅地

地 積 1251.74平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 45万9713分の5904



物 件 明 細 書

令和 7年 4月 11日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 高 橋 泰

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 仙台市青葉区二日町 17 番地 3

建物の名称 二日町パークマンション

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 二日町 17 番 3 の 802

建物の名称 802 号

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 8 階部分 59.04 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 仙台市青葉区二日町 17 番 3

地 目 宅地

地 積 1251.74 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 45 万 9713 分の 5904



令和6年(ケ)第188号
令和6年12月27日受理
令和7年1月30日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 鈴木元光 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 仙台市青葉区二日町17番地3

建物の名称 二日町パークマンション

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 二日町17番3の802

建物の名称 802号

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 8階部分59.04平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 仙台市青葉区二日町17番3

地 目 宅地

地 積 1251.74平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 45万9713分の5904

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	仙台市青葉区二日町17番20-802号		
建物	物件1		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 下記のとおり 管理費 10,900円/月 修繕積立金 13,400円/月 水道料 (基本料及び従量料金) 町内会費 200円/月	令和7年1月24日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある R3年12月分～R6年12月分 計957,514円 ☐ 不明 (上記は管理会社からの回答による。)	
管理費等照会先	陽光ビルサービス株式会社		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
敷地権	符号1		
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号 1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年 () 第 号 平成 年 月 日		
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件 1

居室及び水廻り設備の殆どは生活ゴミで覆われている。

■ 符号 1

北側で接する建設省（現国土交通省）所有の 300 番公衆用道路は県道（主要地方道）「仙台村田線」であり、南側で接する仙台市所有の 100 番公衆用道路は市道「二日町 2 号線」である。何れも建築基準法第 4 2 条 1 項 1 号道路に指定されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 仙台市青葉区役所道路課・街並み形成課担当者 ■ B (債権者代理人弁護士)	符号1の北側で接する国土交通所有の300番公衆用道路は仙台市が管理する主要地方道たる県道「仙台村田線」であり、南側で接する仙台市所有の100番公衆用道路は市道「二日町2号線」であります。何れも建築基準法第42条1項1号道路に指定されております。 本物件はゴミ屋敷と化しているとのことですが、Aが日常的に物件に出入りしていることは管理会社を通じて確認しており、普通に居住しているものと考えられます。なお、生活ゴミの放置が原因で近隣居住者から苦情が寄せられていると聞いています。(電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

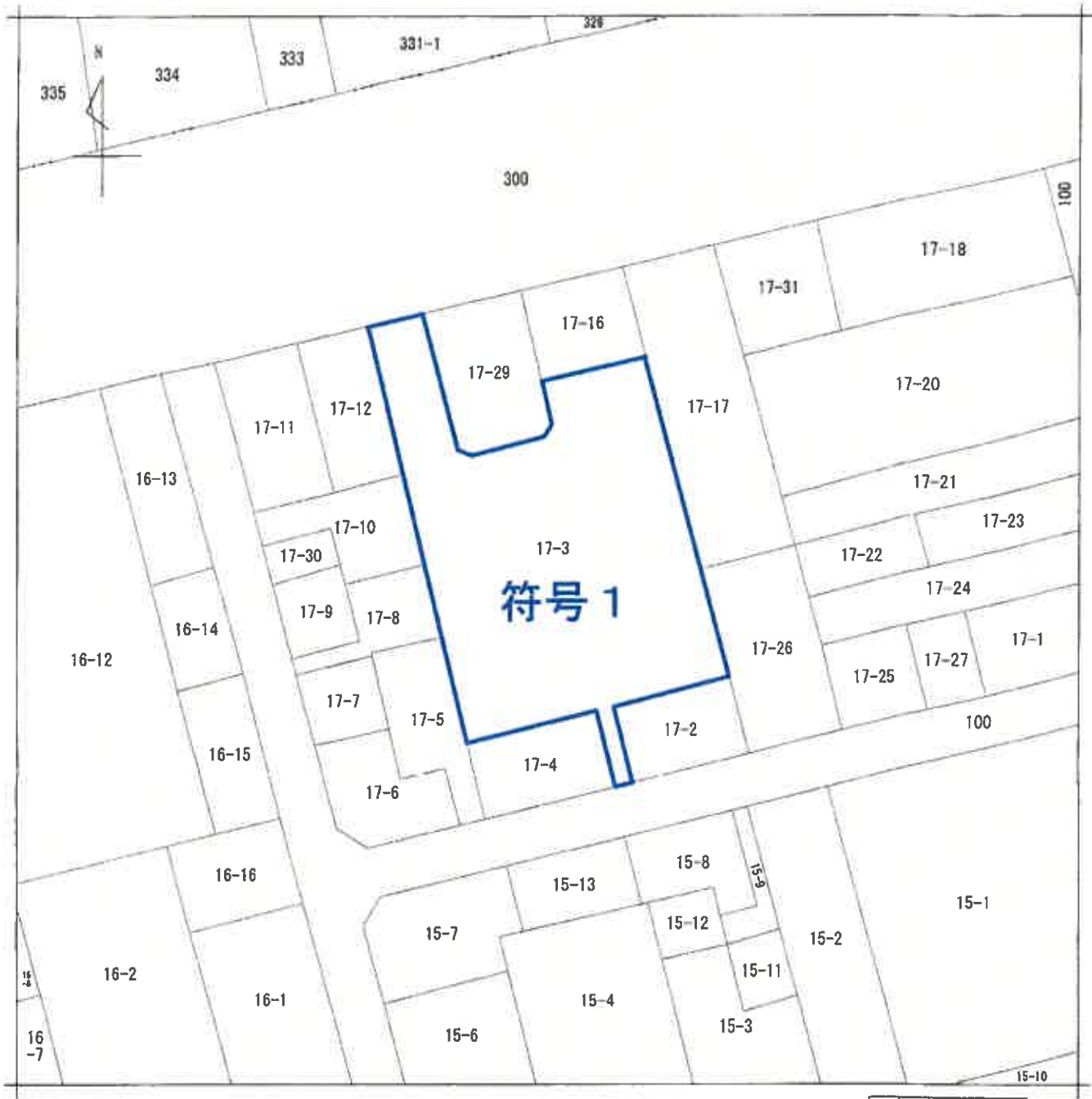
- 1 令和7年1月6日に物件確認をした際に、共用部分に存するA宛の郵便函は配達物が堆積していただけでなく、玄関扉のそれも同様の状態であったことに加え、共用部分から見える室内はゴミが溜まっている様子であり、或いは長期に亘って不在であることが窺われたものの、念の為、即日Aの居住に関する資料を取り寄せたところ、住所は本物件に置いてあることを確認した。
- 2 同月21日に現況調査日時を24日午前10時と定め、その旨の通知書を持参してA方を訪問したが、呼鈴に応答が無かったことから、已むを得ず、共用部分、玄関扉それぞれの郵便函に通知書を投函した。管理会社担当者からは、郵便函は常に堆積したままである旨も伺い、Aが通知書を確認する可能性は低いと考えられた。
- 3 当日のAの在室が見込まれない故、解錠技術者等を帯同し予定どおり同月24日午前10時に臨場したものの、案の定郵便函は双方共に様子は21日の状況と変化が無く、当職作成の通知書もそのまま残されていた。玄関の呼鈴や呼掛けに応答が無かったことから、解錠して立ち入ったところ、ライフラインの供給と比較的新しい食料の存在が確認されたが、各居室及び水廻り設備は等しく膨大な生活ゴミで溢れていた。
- 4 爾後、債権者代理人弁護士BにAの占有状況等を尋ねたところ、日常的に物件への出入りは確認されているが、管理が行き届かず、近隣居住者から苦言を呈されていると伺い、これは上記3の事情とも符合する。
- 5 以上から、本物件はAが居住して占有するものと認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年1月6日 (月) 15:30-15:50	物件所在地	物件確認, 写真撮影
7年1月6日 (月) 16:20-16:50	仙台市青葉区役所市民課	Aの居住に関する資料受領
7年1月20日 (月) 13:30-13:50	仙台北務局	符号1の周辺地の登記事項証明書受領 (物件1の登記事項証明書受領能わず)
7年1月20日 (月) 14:10-14:30	仙台市青葉区区役所道路課・街並み形成課	符号1の接道等について聴取
7年1月21日 (火) 16:00-16:20	仙台北務局	本物件の登記事項証明書受領
7年1月21日 (火)	当庁	管理会社へ滞納額等ファクシミリ照会 (1月24日回答書受領)
7年1月21日 (火) 16:30-16:45	物件所在地	Aの占有調査, 不在につき現況調査実施通知書投函
7年1月24日 (金) 10:00-10:50	物件所在地	立入調査, 間取り確認, 写真撮影, 評価人帯同
7年1月24日 (金) 16:30-16:40	当庁	債権者代理人弁護士Bから本物件の占有状況等について電話聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和7年1月24日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Cを立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

公図写



地番区域見出
木町通2丁目
二日町

A4判に縮小

請求部	所在	仙台市青葉区二日町				地番	17番3			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和50年8月11日			付年月日(原図)	昭和55年1月4日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

360784

各 階 平 面 図

建 物 図 面 図

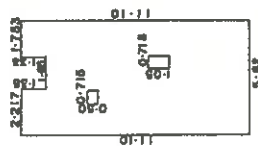
二日町17番3の
802

家屋番号

仙台市二日町17番地3

建物の所在

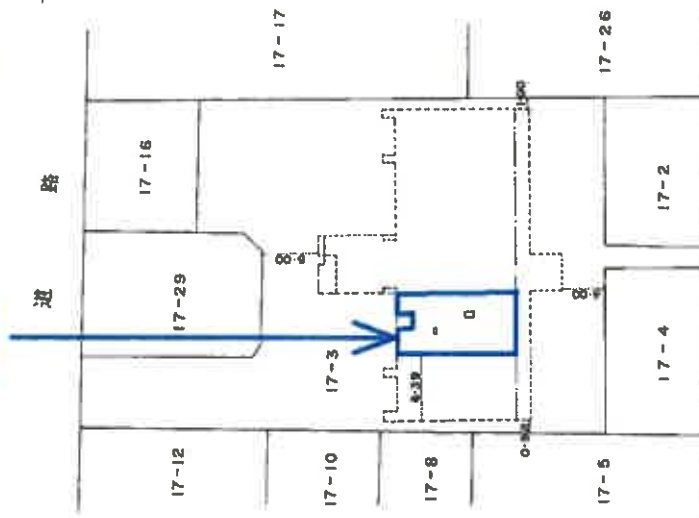
物件 1



床 面 積

2.217 x 1.35 = 2.99295
1.753 x 1.35 = 2.36655
5.62 x 1.89 = 10.6218
1.47 x 0.50 = 0.7350
3.435 x 0.50 = 1.7175
5.62 x 2.41 = 13.5442
3.23 x 1.05 = 3.3915
1.675 x 1.05 = 1.75875
5.62 x 3.90 = 21.9180
59.04625m²

物件 1



凡例 写真 (撮影場所)

建物の存する部分 8 階

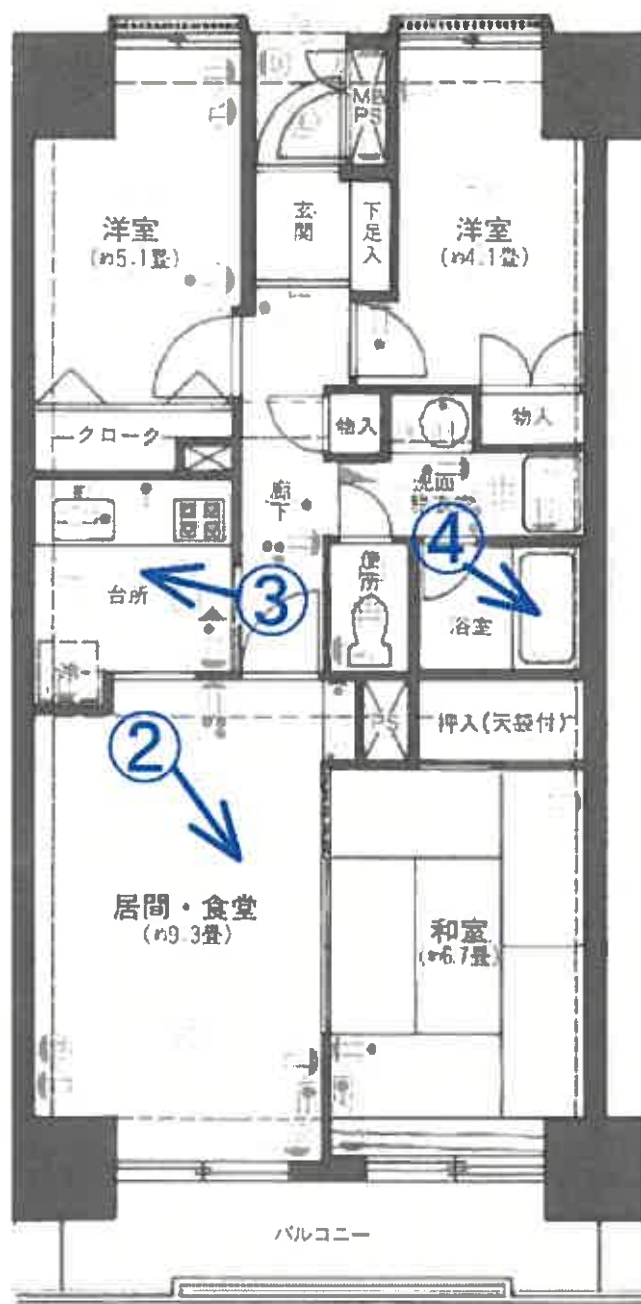
作 製 者

縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500

建物間取図



凡例 ♂写真 (撮影場所)
(9 枚目)



写真 1

本件物件が所在する一棟の建物



写真 2

以下物件1の内部の状況



写真 3



写真 4



(11枚目)

令和7年4月8日

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評価人 渡辺 充啓

意見書

令和6年（ケ）第188号事件の評価書（令和7年2月12日評価）については、滞納管理費等のうち一部が請求債権であり、請求債権全額に配当が見込まれるため、滞納管理費等相当額のうち請求債権相当額を控除しないこととした。
よって、同評価書の「滞納管理費等相当額の減価」が次のとおりとなるため、評価額は8,029,000円となる。

【滞納管理費等相当額の減価】

滞納管理費等	957,514円	-	957,514円	=	0円
予想滞納額	145,800円				
合 計	145,800円				

【減価率】

滞納管理費等相当額合計 （評価額） （滞納管理費等相当額の減価）
1 - （ 145,800円 ÷ 8,193,000円 ） = 0.98（△2%）

【上記減価修正後の評価額の判定】

市場性修正及び競売市場修正等を施して求めた評価額に滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して、修正後の評価額を求めた。

基準階価格 （円/㎡） ア	個別格差 イ	専有面積 （㎡） ウ	占有減価修正 エ	市場性修正 オ	競売市場修正 カ
190,000	0.96	64.17	1.0	1.0	0.7

評価額 （円） ア×イ×ウ×エ×オ×カ=キ	滞納管理費等 相当額の減価 ク	その他の控除 減価（敷金等） ケ	修正後の評価額（円） キ×ク-ケ
8,193,000	0.98		8,029,000

評価額

金8,029,000円

令和6年 (ケ) 第 188号
令和7年 1月24日 現地調査
令和7年 2月12日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
渡 辺 充 啓

第1 評価額

評 価 額	
物件1	金7,128,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行なうものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家屋 番号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	別紙物件目録記載のとおり	
番 号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 敷地の概況、利用状況等

位 置 ・ 交 通	仙台市地下鉄南北線「北四番丁」の西方道路距離約300m (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	幹線街路沿いに事務所ビル、マンション等が建ち並ぶほか低層の店舗等も混在する商業地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 商業地域 指定80% 指定南側400%、北側500% 防火地域
画 地 条 件	地 積 間口・奥行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	1251.74㎡ 約6.7m×奥行約7.5mの路地状部分 約2m×奥行約9mの路地状部分 東西約31.5m×南北約32.5～39mの宅地部分 不整形 ほぼ平坦 二方路 なし
接面道路の状況	○北側約27m 県道 舗装あり ほぼ等高に接面 建築基準法上：法第42条1項1号該当 ○南側約6m 市道 舗装あり ほぼ等高に接面 建築基準法上：法第42条1項1号該当	
土地の利用状況等	マンションの敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	なし	
土壌汚染の有無	現地調査及び過去の諸資料等を勘案する限度において土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	なし	

2 建物の概況及び利用状況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	二日町パークマンション	
建物の用途	住宅（総戸数81戸）	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和59年5月14日新築 約41年 約9年
構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造15階建	
仕 様	屋根 外壁 その他	断熱材敷込み露出アスファルト防水 磁器タイル、アクリルスタッコ吹付 特になし
設 備	防災設備 エレベーター 駐車場 防犯設備 その他	消防設備 1基 敷地内駐車場6台分 防犯カメラ 自転車置場
建物の品等	使用資材 施 工	普通 普通
管理の形態等	管理組合 管理方式 管理会社 管理形態	有 名称（二日町パークマンション管理組合） 法人格 無 委託 陽光ビルサービス株式会社 日勤
管 理 の 状 況	普通	
特 記 事 項	・地震保険は加入済 ・2029年に大規模修繕工事が予定されている。 ・対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、耐火被覆材、保温材等が使用されている可能性は低い、成形板等にアスベストが使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	8階（802号室） 主要開口部の方位 南向き 中間部屋	
現況床面積	登記記載 59.04㎡ 壁芯面積 64.17㎡	
間 取 り	3LDK バルコニー：有り 南向き7.00㎡	
仕 様	天井	ビニールクロス、木目化粧石こうボードほか
	床	カーペット、畳、ビニールシートほか
	内壁	ビニールクロスほか
	設備	電気、給水、排水
	その他	特になし
	（注）建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か不可能については不明である。	
環 境 条 件	日照・通風	普通
	眺望・景観	大量のゴミに阻まれ窓際に近づけず、カーテンも閉められ確認できなかった
保守管理の状態	劣る 室内には大量の生活ゴミが存した。 壁の仕上げ材の劣化が認められた。	
管 理 費 等	管 理 費	10,900円/月
	修繕積立金	13,400円/月
	水道料	基本料及び従量料金
	町内会費駐	200円/月
	車場料	
	令和7年1月24日時点までの滞納管理費等： 957,514円	
専有部分の 利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	なし	

第5 評価額算出の過程

1. 基準階価格の査定

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階（3階）中間専有部分の1㎡当りの価格を次のとおり査定した。

基準階の比準価格	190,000円／㎡
----------	------------

2. 評価額の判定

基準階価格 (円／㎡) ア	個別格差 イ	専有面積 (㎡) ウ	占有減価修正 エ	市場性修正 オ	競売市場修正 カ
190,000	0.96	64.17	1.0	1.0	0.7

評価額 (円) ア×イ×ウ×エ×オ×カ=キ	滞納管理費等 相当額の減価 ク	その他の控除 減価（敷金等） ケ	修正後の評価額（円） キ×クーケ
8,193,000	0.87		7,128,000

イ 個別格差率：96%（階層1.01×室内の状況0.95＝0.96）

ウ 専有面積：壁芯面積を採用

エ 占有減価修正：なし

オ 市場性修正：なし

カ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

ク 滞納管理費等相当額の減価：

滞納管理費等相当額の合計：	滞納管理費等	957,514円
	予想滞納額	145,800円
	合 計	1,103,314円

(滞納管理費等相当額合計)	(評価額)	(滞納管理費等相当額の減価)
1 - (1,103,314円 ÷ 8,193,000円)		= 0.87 (△13%)

ケ その他の控除減価（敷金等）：なし

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 附属資料の表示

1. 位置図

地理院地図

2. 法第14条地図写

3. 建物図面・各階平面図写

4. 建物間取図

以 上

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 仙台市青葉区二日町17番地3

建物の名称 二日町パークマンション

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 二日町17番3の802

建物の名称 802号

種 類 居宅

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 8階部分59.04平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 仙台市青葉区二日町17番3

地 目 宅地

地 積 1251.74平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 45万9713分の5904



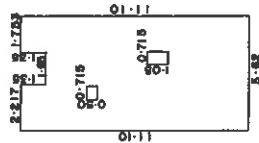


請求部	所在	仙台市青葉区二日町				地番	17番3			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和50年8月11日			備付年月日(原図)	昭和55年1月4日			補記事項		

360784

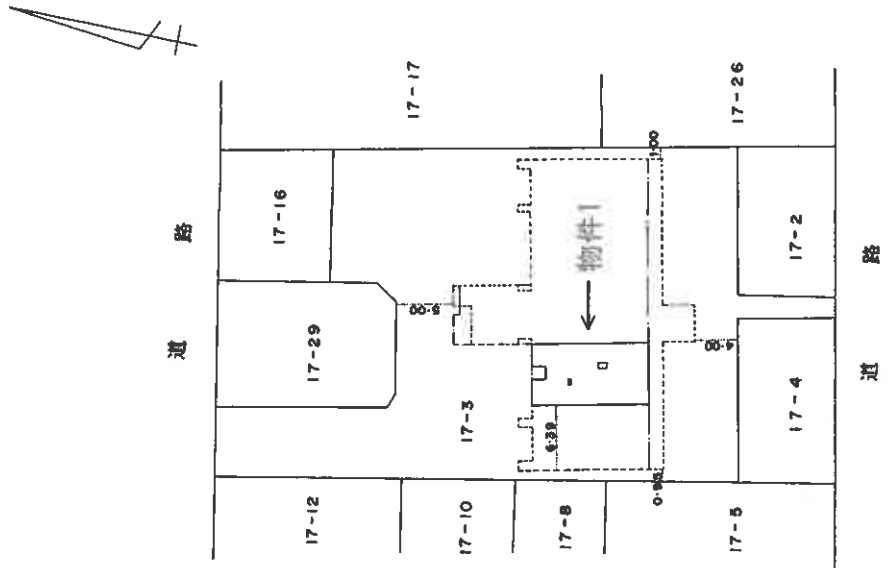
面圖
面圖
物階
建各

建物の所在



2.217	x	1.35	=	2.992995
1.753	x	1.35	=	2.36655
5.62	x	1.89	=	10.6218
1.47	x	0.50	=	0.7350
3.435	x	0.90	=	1.7175
5.62	x	2.41	=	13.5442
3.23	x	1.05	=	3.3915
1.675	x	1.05	=	1.75875
5.52	x	3.90	=	21.9180

59.04625 m²



8 階 建物の存する部分

作製者	土家			
縮尺	1 / 250	申請人		
縮尺	1 / 500			

59.3.27

***A4に縮小**

建物間取図

